

岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成28年4月1日
(令和6年3月変更)

岐 阜 県

岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 策定の趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第3条に基づき定めるものであり、担い手が利用する農用地の面積及び集積率の目標や目標達成に向けた取組方法を示す指針として策定する。

2 目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	平成26年度	現在(令和4年度)	目標(令和12年度)
耕地面積(①)	57,200 ha	54,800 ha	52,400 ha
担い手が利用する面積(②)	16,992 ha	21,948 ha	40,950 ha
②/①	29.7%	40.1%	78%

(2) (1) 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、借り受けた農用地を集約化できるよう調整した上で担い手への貸し付け、連続して作業ができる圃場面積を拡大する。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における人・農地プラン及び、地域計画の作成・変更と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。
- (3) 農地利用集積円滑化事業及び利用権設定等促進事業の農地中間管理事業への統合一本化については、農業協同組合、市町村等と連携して、円滑に移行する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構から市町村（農業委員会を含む。）に業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 農業協同組合、地域農業再生協議会、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。
- (3) 地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用する地域で重点的な支援を行う「農地利用集積モデル地域」を設置し、重点的な支援を実施するとともに、その成果を波及して担い手への農地集積・集約化を速やかに推進する。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策

県は、機構、市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係機関とともに、地域計画の策定・変更のプロセス等を通じて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

さらに、地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構による農地集積・集約化と集落営農の組織化・法人化の推進、農地集積・集約化に必要な農業用機械・施設の整備を支援するとともに、農地の大区画化や汎用化などの生産基盤整備を一体的に推進する。

6 関係機関との連携及び協力

県は、機構、農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岐阜県農業会議）、岐阜県農業協同組合中央会、岐阜県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫等からなる「岐阜県人・農地関連施策連絡協議会」を設け、人と農地に関連する各種施策（地域計画の策定支援、農地集積・集約化の推進等）の情報共有と必要な対策を協議するとともに、密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。

なお、必要に応じて、農林漁業成長産業化支援機構のほか、農業関係団体、経済関係団体と連携し、農地中間管理事業の推進を図る。